

障害者政策委員会 第1回小委員会 委員提出意見書式

第1回小委員会の後半で扱う論点①について

委員名 石野 富志三郎

① 【20条】障害者のための住宅の確保

1) 住宅ローン契約の際、団体信用生命保険の加入資格に、医師の治療等の有無、身体機能障害の有無を告知することがあり、告知の内容によって加入できない場合がある。結果的に住宅を購入できないことになるので、告知の対象から身体機能障害の有無を削除すべきである。

2) 行政の障害者住宅費補助の制度があるが、対象者が限定されており聴覚障害者の設備が対象になっていない。補助対象者を限定せずすべての障害者が対象になるべきである。聴覚障害者も住宅の購入や改築をする際、情報アクセスができるよう設備を敷設するので、一般住宅より割高になる。

3) 公営（市営、県営）住宅における、障害者に配慮のある住宅を一定（例えば、10%）の割合で確保すること。また、改築等の申請に応じて無料で改修、または設備を貸与する制度を整備すること。